

随意契約締結状況(100万円以上)

[平成29年12月～平成30年1月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北海道ブロック血液センター ドライシーラー(封書・ハガキ圧着器)の購入	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条2丁目	平成29年12月8日	株式会社ジェイ エスキューブ 札幌市西区二十四軒4条1丁目1-30	¥2,268,000	同社は、センターで使用している専用帳票を圧着する唯一の専用機械である圧着器の販売及びサービスをおこなう唯一の代理店であるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
2	北海道ブロック血液センター エックス線照射装置のエックス線管球の購入	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条2丁目	平成29年12月27日	株式会社日立製作所ヘルスケア 北海道支店 札幌市中央区北4条東1丁目	¥4,665,600	同社は当該機器製造・保守業者であり、他社では取り扱いできないため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	北海道ブロック血液センター 血液事業情報システム専用帳票(依頼要請はがき)の調達	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条2丁目	平成30年1月12日	トッパン・フォームズ株式会社 札幌市西区二十四軒4条1丁目1-30	¥1,140,480	当該専用帳票を圧着する機械が同社製品であり、その機械に適合する帳票が同社の特許製品であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	